

いなべ総合学園いじめ問題  
対策基本方針



策定・見直し

いじめ防止委員会

**【構成員】**

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、各年次主任、教育相談係、人権教育担当、教務主任、進路指導主任、特別活動主任、生指係、養護教諭、（チューター）、（クラブ顧問）、（SC）、（SSW）※その他必要に応じて、外部専門家等を加える場合がある。

※特別委員会（校長・教頭・生徒指導主任・当該年次主任）による認知、指導方針決定も可能。

- 学校いじめ問題対策基本方針の策定と見直し、校内外への発信
- いじめ問題対策年間計画の策定と取組評価
- 校内研修会の企画・実施
- 教育相談、いじめアンケート、教員や生徒等による情報の整理・分析・記録
- いじめの疑いがある案件への調査・事実確認・認知
- いじめ解消にむけた対応
- 配慮が必要な生徒への支援方針



年間計画等

未然防止

- 学習指導の充実
  - ・授業規律の徹底
  - ・「わかる」授業づくり
  - ・公開授業の実施
- 特別活動の充実
  - ・ホームルーム活動の充実
  - ・体験活動の充実
- 生徒会活動の充実
  - ・いじめ防止のための挨拶運動実施
- 人権教育の充実
  - ・人権LHRの充実
- 情報教育の充実
  - ・情報モラル指導の充実
  - ・外部講師による講演の実施
- 校内研修の実施



情報等の報告

早期発見

- 情報の収集
  - ・教員の観察、養護教諭による情報
  - ・生徒、保護者、地域からの情報
  - ・学期に1回以上のいじめ等のアンケート調査実施
  - ・Google Classroomの「ストリーム」に「いじめ等相談窓口」フォームを設置
- 教育相談体制の充実
  - ・教育相談の定期実施
  - ・SC、SSWの活用
  - ・いじめ相談機関の周知
- 情報の共有
  - ・情報交換会の定期実施
  - ・管理職への報告
  - ・職員会議等での情報共有
  - ・年次チューター等の教員間での申し送り



連携促進

保護者・地域との連携

- ・学校いじめ問題対策基本方針の周知
- ・PTA活動の充実
- ・年次、学校だよりの発行
- ・保護者会の定期開催
- ・地域の会議、行事への参加
- ・インターンシップの実施
- ・学校関係者評価委員の委嘱
- ・学校行事への招待 等

教育委員会との連携

- ・いじめ事案の報告
- ・人的支援の要請 等

関係機関との連携

- ・学校警察連絡協議会の参加
- ・児童相談所との連携
- ・市町福祉部局との連携 等